

第三十四回 参議院内閣委員会會議録第三十号

昭和三十五年六月七日(火曜日)午前十一時九分開会

委員の異動

本日委員大谷登瀛君及び一松定吉君辞任につき、その補欠として下條康麿君及び谷村貞治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
村山 道雄君

委員

伊能繁次郎君
大谷 實雄君
北畠 教真君
木村篤太郎君
小柳 牧衛君
下條 康麿君
下村 定君
一松 定吉君
谷村 貞治君

國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君
國務大臣 赤城 宗徳君
國務大臣 益谷 秀次君

政府委員

人事院総裁 淺井 清君
人事院事務総局長 瀧本 忠男君
人事院事務総局職員局長 矢倉 一郎君
総理府総務副長官 佐藤 朝生君

内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長
防衛庁人事局長 山本 幸雄君
大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主計局長 石原 周夫君
大蔵省主計局給与課長 船後 正道君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について御報告いたします。本日、大谷登瀛君が辞任され、下條康麿君が選任されました。

○委員長(中野文門君) 次に、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案、國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、以上六案を一括して議題といたします。

まず、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院におきまして修正議決されており、政府側から説明を聴取いたします。船後大蔵省主計局給与課長御説明を願います。

○政府委員(船後正道君) 國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の修正案は、失業保険法の一部改正に伴うものでございます。まず、失業保険法と國家公務員等退職手当法との関係につきまして、簡単に御説明申し上げます。現行の失業保険法の規定によりますと、國家公務員等は、この法律の被適用者になっておるのでございませぬが、同法第七条に特例を設けまして、國家公務員等が離職した場合に支給される諸給付の内容が、この失業保険給付の内容をこえると認められると、これを被保険者としなさいという旨の規定がございます。そして國家公務員等退職手当法第十条におきまして、

て、國家公務員等退職後失業しているものにつきまして、退職の際に支給された退職手当の額が、失業保険金に相当する額に満たないときは、その差額に相当する金額を失業者の退職手当として支給する旨の規定がございます。これによりまして、國家公務員等は現在失業保険法の適用から除外されておるのでございます。ところが、現行の國家公務員等退職手当法第十条の規定は、失業保険給付の内容が改正された場合に、自動的にその給付の内容も改正されるという形をとっておりませんので、失業者の退職手当の額を失業保険法の規定に合わせまして、具体的に勤務期間に応じまして、九十日ないし二百七十日分の支給率を定めております。ところが、本年四月一日から施行されました国会提案の一部改正によりまして、失業保険給付の内容が改正されました結果、國家公務員等に支給される失業者の退職手当の内容が、失業保険給付の内容を下回るものとなりました。そこで、この改正された失業保険給付の内容に合わせて、國家公務員等の失業に対する退職手当の内容を改める必要が生じたのでございます。この失業保険法の改正によりまして、新たに追加されました失業保険給付の内容は、おおむね次の三点でございます。

まず第一点は、職業訓練施設入所者に対する給付延長制度の新設でございます。これは失業保険金受給資格者の職業訓練の受講を容易にするために、公共職業安定所の指示しました公共職業訓練を受ける受給資格者に対しましては、失業保険金の支給が終了した後もお訓練終了の日まで失業保険金の支給を延長することでありませぬ。

第二点は、広域職業紹介活動が命ぜられた場合における給付日数の延長であります。これは一定地域におきまして、失業者が多数発生し、その地域において就職させることが著しく困難である場合で、これらの求職者が他の地域において就職することを促進するために、労働大臣が広域職業紹介活動をするために、労働大臣が広域職業紹介活動を命じた場合におきましては、必要があることを認めるときは、労働大臣は当該地域にかかる広域職業紹介活動によって、職業のあっせんを受けることが適当と認められる受給資格者につきまして、その指定する期間内に限り、一定日数分の給付延長をなし得ることを内容とするのでございます。

第三点は、就職支度金給付制度の新設であります。これは失業保険金受給資格者の再就職を促進するために、受給資格者が就職した場合に、就職支度金を新たに支給することとしたのであります。この就職支度金は、受給資格者が所定の給付日数の二分の一以上を残して早く就職した場合に支給するものでございまして、その支度金の額は、その失業者が所定給付日数の三分の二以上を残して就職いたしました場合にございまして、失業保険金の五十日分相当額を、また所定給付日

数の二分の一以上、三分の二未満を残りして就職した場合には、三十日分相当額を支給するものであります。

以上の三点が失業保険法の改正の概要でございますが、国家公務員等退職手当法におきましては、まず従前の第十條の第一項に、先ほど申しましたように、勤続期間別に失業保険金相当の額に見合う給付率を規定いたしてありますが、これを今回改めまして、国家公務員等で、六カ月以上の勤続期間のある者が退職いたしましたし、失業保険金の給付条件に該当いたします場合に、その者の受けました退職手当の額に、失業保険法の規定する失業保険給付に満たないときは、その差額を支給する旨規定いたしました。これによりまして、今後失業保険法の方で給付日数の改定等の措置が行なわれれば、場合によっては、自動的に国家公務員等の退職手当につきましても及ぶこととなるわけでございます。

さらに第十條に新たに項を起こしまして、先ほど申し上げました就職支度の金の給付に関する条項をつけ加えたのであります。

以上が、衆議院における修正案の概要でございます。

○委員長(中野文門君) 以上で、説明は終了いたしました。

それでは、これより六案の質疑を行います。政府側出席の方々は、益谷国務大臣、赤城防衛庁長官、前田大蔵政務次官、佐藤総務府総務副長官、増子内閣総理大臣官房公務員制度調査室長、淺井人事院総裁、宮崎人事院給与局長、矢倉人事院職員局長、山本防衛庁人事局長、山本防衛庁人事局調査官、船後大蔵省主計局給与課長、小西

人事院職員局厚生課長等々の方々にあります。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○村山道雄君 最初に、この次に行なわれたい人事院勧告の問題について、益谷国務大臣と人事院総裁にお伺いをしたいのであります。益谷国務大臣は当委員会におきまして、公務員給与と民間給与との較差が相当の率に達していること、また三公社五現業の仲裁裁定の実施によりまして、なおさら公務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにその較差を少なくするように努力をするという答弁をしておられるのであります。また、この期末手当を含む三法案が衆議院で審議されました際に、衆議院の内閣委員会におきまして、民間給与との較差をすみやかに解消するための措置を講ずべきであるという附帯決議が行なわれておるのであります。これら二つの点から見まして、近く人事院の勧告が行なわれると考えられるのであります。そこで、益谷国務大臣にお伺いしたいと思っております。その勧告の実施の時期の問題でございます。人事院が四月一日というように明示をいたしました場合には、政府はその通りに実施をされるお考えでありますか、また、人事院が時期を明示せず、今までのように、なるべくすみやかに、今までのように、なるべくすみやかにという表現をいたしました場合には、政府はそれでも今年度中にこれを実施するお考えがおりますかどうか、また、その点をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(益谷秀次君) たびたび申しております民間との公務員の給与の較差があると私は見ております。従って、今回、人事院から勧告が参りますれば、常に申し上げております通り、これをすなおに忠実に実行したいと考えております。ただし、そこには財政上も考慮いたさなきゃならんことは当然であります。しかし、私としては忠実にすみやかに実行したいと思っております。例年は、なるべくすみやかにという勧告だそうであるんですが、私は、たとえば人事院は、いつからいつまで、五月の一日というふうな指定があれば、できる限りそれに沿って参りたいと考えております。本年のごとく、一年間延ばすような考えは毛頭持っておりません。これはたびたび閣議にも強く要請をいたしております。

○村山道雄君 その点につきまして、益谷国務大臣の政治的な御手腕に期待をいたす次第でございます。

次に、人事院総裁にお伺いしたいのであります。このたびは、人事院は、勧告の基礎になります民間給与の調査の時期を、今までの三月分から四月分に切りかえられたのでございまして、このために、この次の勧告は今までの七月よりも一カ月おくれた八月になされることになりました。かどろか、この点についてのお見通しをお伺いしたいのであります。

○政府委員(淺井清君) 御説の通り、人事院といたしましては、今年度は四月分の民間給与を調査することとしたし、すでに統計法に基づきまして行管庁にこれを届け出、すでにもうその調査を実施いたしておるのでございまして。ただ、問題は、例年はなるべく早く勧告をやりたい、つまり、政府の予算

編成になるべく早く間に合わせたいと思ひまして、そこで七月の十五、六日ごろということになっていたのでございまして、今回は民間の給与調査に四月分の賃金台帳を使いますので、これが、四月の終わりに五月の初めにかけて休みの多いので、五月の六日から休めば調査に従事できない、そのために若干遅れて参りますし、第一、三月から四月へ切りかえまると、どうしても物理的におくれ参ります。そこで、例年は七月の十五、六日ということになっておりましたが、今年はどうしても一カ月はおくれるであろう、従って、八月になると見ております。

○村山道雄君 次に、赤城防衛庁長官に、自衛官の俸給の体系についてお伺いをいたしたいのであります。警察官や海上保安官の給与体系は、一般公務員とほとんど同じような立て方になっておりますが、自衛官の給与につきましては、警察官や海上保安官などとはだいぶ異なる、独自の体系をとっておられるのであります。その俸給月額には、超勤手当や、あるいは暫定手当の相当分が含まれておるよう思われるのであります。このように警察官や海上保安官などと異なる体系をとっておられる基本的な理由は、どういふ点にありませうか、この点を伺っておきたいと存じます。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話しのとおり、一般職の給与につきましては、俸給、それに暫定手当、それに超過勤務手当、それに扶養手当、こういうものが加わっておるわけでございます。公安職である警察官あるいは海上保安官もこれと同じ体系になっておるわけ

あります。ところで、自衛官につきましては今お話しのとおり、暫定手当が俸給の中に入っております。それから超過勤務手当に相当するものも俸給の中に含んでおるわけでございます。扶養手当につきましては、これは俸給の中に含まれていないことは、一般職と同様であります。こういうふうな自衛官が一般職あるいは警察官、海上保安官等に対する給与と体系が異なっております。その理由はどこにあるかというところであります。これは一般的に申し上げるならば、勤務の特殊性というところでございまして、具体的に申し上げますならば、俸給の中に組み入れてあります。この暫定手当につきましても、御承知の通り、地域給が暫定手当に変わってきておるものがございます。地域給につきましては、終戦当時の非常な地域差が生じておった時代に設けられた制度でありまして、この地域給につきましては漸次整理して、一般俸給の中に繰り入れるべきだ、こういう議論が非常に強いのであります。これは一般職につきましても、そういう傾向にありますが、これが暫定手当として地域給を整理していくというところで暫定手当となっておることは申し上げるまでもないところでございまして、そういう傾向もあつて、それが同時に、自衛官につきましても、制服につきましても人事の異動が相当ありまして、そういう関係から給与について地域差を生ずるということも、自衛官の勤務の特殊性から申しまして、好ましくないことでもあります。一般的傾向、一般的な考え方があります。勤務の特殊性から、暫定手当という

あります。ところで、自衛官につきましては今お話しのとおり、暫定手当が俸給の中に入っております。それから超過勤務手当に相当するものも俸給の中に含んでおるわけでございます。扶養手当につきましては、これは俸給の中に含まれていないことは、一般職と同様であります。こういうふうな自衛官が一般職あるいは警察官、海上保安官等に対する給与と体系が異なっております。その理由はどこにあるかというところであります。これは一般的に申し上げるならば、勤務の特殊性というところでございまして、具体的に申し上げますならば、俸給の中に組み入れてあります。この暫定手当につきましても、御承知の通り、地域給が暫定手当に変わってきておるものがございます。地域給につきましては、終戦当時の非常な地域差が生じておった時代に設けられた制度でありまして、この地域給につきましては漸次整理して、一般俸給の中に繰り入れるべきだ、こういう議論が非常に強いのであります。これは一般職につきましても、そういう傾向にありますが、これが暫定手当として地域給を整理していくというところで暫定手当となっておることは申し上げるまでもないところでございまして、そういう傾向もあつて、それが同時に、自衛官につきましても、制服につきましても人事の異動が相当ありまして、そういう関係から給与について地域差を生ずるということも、自衛官の勤務の特殊性から申しまして、好ましくないことでもあります。一般的傾向、一般的な考え方があります。勤務の特殊性から、暫定手当という

あります。ところで、自衛官につきましては今お話しのとおり、暫定手当が俸給の中に入っております。それから超過勤務手当に相当するものも俸給の中に含んでおるわけでございます。扶養手当につきましては、これは俸給の中に含まれていないことは、一般職と同様であります。こういうふうな自衛官が一般職あるいは警察官、海上保安官等に対する給与と体系が異なっております。その理由はどこにあるかというところであります。これは一般的に申し上げるならば、勤務の特殊性というところでございまして、具体的に申し上げますならば、俸給の中に組み入れてあります。この暫定手当につきましても、御承知の通り、地域給が暫定手当に変わってきておるものがございます。地域給につきましては、終戦当時の非常な地域差が生じておった時代に設けられた制度でありまして、この地域給につきましては漸次整理して、一般俸給の中に繰り入れるべきだ、こういう議論が非常に強いのであります。これは一般職につきましても、そういう傾向にありますが、これが暫定手当として地域給を整理していくというところで暫定手当となっておることは申し上げるまでもないところでございまして、そういう傾向もあつて、それが同時に、自衛官につきましても、制服につきましても人事の異動が相当ありまして、そういう関係から給与について地域差を生ずるということも、自衛官の勤務の特殊性から申しまして、好ましくないことでもあります。一般的傾向、一般的な考え方があります。勤務の特殊性から、暫定手当という

ものを設けることによつて給与の地域差を生ずることは好ましくない、こういうことで、階級ごとの平均値を出しまして、これを俸給の中に繰り入れておるのであります。

第二に、超過勤務手当というものを自衛官には出しておりません。これも勤務の特殊性からきたものであります。常時勤務の態勢にあるのが、御承知のように自衛官であります。有機的な関連性を持つて一致団結して共通の目的に精進していく、こういう意識を常時持つことも必要であります。またある程度の危険困難な任務についた場合にも、もちろん報酬というものが土合であります。報酬を度外視しても進んで行なうという意思の養成になれさせること、こういう関係から超過勤務という制度を設けておられません。このことは申し上げるまでもなく、学校教職員、教職員につきましても、これは勤務の特殊性から見まして、超過勤務手当というものは出しておりません。常時教育の学校外においても勤務に当たるといふような関係もあることと思ひますが、これは学校教職員につきましても、超過勤務を出しておられません。自衛官におきましても、常時勤務の態勢でいついかなるときにおいても出勤することがこれは建前でありませぬ。そういうことから考えましても、超過勤務手当というものを設けるのは適當でない、こういう観点から、これは俸給の中に繰り入れておられます。これは一三・八%に当たっておりますが、これが俸給の中に繰り入れておられるのであります。

異なる第三の給与体系からいいますると、本人の私傷病に対する療養は、共済組合を主体として給付いたしませんで、国を主体として給付する、これが警察官、海上保安官等と異なる第三の点であります。

第四は、先ほどもちよつと触れましたが、管内居住を建前といたして現物給与を現物給与としておられます。食料等も現物給与としておられます。このことは管内居住しておる隊員の生活状況及び勤務の実態に即応するようにしたい、こういう関係から、今のような食糧等の現物給与をいたしてあります。この現物給与分は、管内居住を建前といたしてあります。一曹以下の自衛官の俸給については、これを控除したておられます。しかし、管内居住は本人の自由意思によるものでない点を考慮をめぐらしまして、控除額は実費の三分の一、こういうふうなことにいたしておるわけでありませぬ。

こういふふうな警察官、海上保安官等と給与の体系が異なっております。申し上げました点は主として四点において違つておられますか、一般的に申し上げますならば、勤務の特殊性に基づいてやっております、こういうことを申し上げられると思ひます。

○村山道雄君 詳細なる御説明をいただいてよく承りました。次に、防衛庁長官にお伺いいたしましたのであります。先だつての伊勢湾台風、また最近のチリ地震津波などの災害の場合に、自衛官の諸君が派遣されて、また、その派遣中におきましては、危険作業や徹夜作業等も行

なわれましたので、その労苦は大へんなものであつたと存じます。これは全國民ひとしく感謝をいたしておるところであります。これらの災害派遣中の自衛官に対しては、給与の上でどういふ措置がとられておられますか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御承知のように、現在は災害派遣にあたりましては、警察官もあるいは消防官その他にも給与上何ら裏づけはされておらないのであります。また、自衛官の給与もこのような公安職と均衡をとつて定めておられます。関係上、現在災害派遣時におきます給与上の裏づけは考えられておられません。しかし、緊急の派遣とあるいは長期にわたる派遣のときには、現実が生じておられます隊員の労働及び私生活上におけるいろいろな工合の悪い点をカバーするため、現地に即応の現物補給その他の厚生活動によつて、隊員の能力の低下を防ぎ、部隊の機能を充実していきたい、こういうことで一段の努力を払つておるわけでありませぬ。給与の点におきましては、現在特別の給与を支給するということにはなつておりませぬ。

○村山道雄君 この際、災害派遣手当てというふうな特別な手当を支給するといふようなお考えがありませんかどうお伺いいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは警察官、消防官その他との関連もあつたので、今直ちにそういうことを考へておりませぬ。おりませぬが、いろいろ検討はいたしております。

○村山道雄君 それでは大蔵大臣にお伺いしたいのであります。この

委員会におきまして五月の十二日でありましたが、益谷給与担当国務大臣は、公務員の給与を三公社五現業との較差を少なくするように努力をするという言明をされたのでございまして、その翌日の閣議におきまして、仲裁裁定の承認の機会に、益谷大臣が同様の発言をされたというふうに承つておるのでございませぬが、この一般公務員の給与を、三公社五現業との較差を少なくしようという問題につきまして、大蔵大臣はどのようにお考えになつておられますか、お伺いしたいのでございませぬ。

○国務大臣(佐藤榮作君) この公務員、一般公務員で、あるいは三公社五現業、こういう職員の間にはそれれ給与の立て方なり、あるいは金額等に相違があるのは、給与の建前上これは当然の結果のように実は考えておられます。御承知のように給与は単純に相互比較というだけではできません。性質なり、その責任なり、経歴なり、その他各種のものを勘案いたしまして適正給与といふものができておるといふことでありませぬ。ところで、今までの給与の定め方は、すでに御承知だと思ひますが、三公社五現業の場合におきましては、団体交渉が主体である、あるいは仲裁裁定といふものが最後に出てくる、また一般公務員については人事院の勧告を待つて給与の適正化をはかつていく、この二つの相違した仕組みで給与は実をきまされてくるわけでありませぬ。もちろんその両者の金額を全部同一にしろという御議論ではないと思ひますが、本来給与自身が生計費に多分に関係のあることを考へま

すと、非常な差等を設けるものではない、これは私どもも承知いたしてあります。ただ今申し上げますように、きめ方がそれぞれ違つておる、そこに時期的に相違したり、あるいは金額の相違がきたりすると、これはどうもある程度やむを得ないのではないかと、かように思ひます。ただいま御審議をいたしてあります。ただいま御審議を改訂の問題につきましては、これは昨

年人事院の勧告を受け、その人事院の勧告の趣旨を尊重いたしまして、これを実施するという意味でただいま御審議をいたしてあります。もちろん、昨年四月におきまして三公社五現業等についての裁定を受け、これもそのときから実施しておるといふことでありませぬので、一般公務員に対するものと、それから三公社五現業の職員に対する勧告なり、あるいは裁定なりといふものは、それぞれ時期を異にし、またそれぞれ内容等も異にしておる、こういうことでありませぬ。従いまして今後、当然ことし人事院は勧告の各方面の資料を集めていらつしやるといふことと思ひますが、その勧告が出て参りますれば、私ども従前の方針を堅持いたしまして、そうして公務員の給与改善に努力して参るつもりであります。問題は、これがいわゆる今出た三公社五現業に対する給与の引き上げ、その結果当然一般公務員との間の較差が大きくなるだろう、それを是正する考えであるのかと、こういう意味でございませぬ。たゞいまは、昨年度では考へられない。ただいまは、昨年度受けました人事院の勧告を実施する、その手続をいたしておる状態でありませぬ。この八月に予想されます人事院の

計費に多分に関係のあることを考へま

す、

す、

す、

す。つまり先ほど申しましたように、職員が公庫等へ参りまして勤務するということが、公務の遂行上必要であるというような判断をいたしました場合に、所属庁がこれを要請するということになるわけでございます。ただし、このような職員が、しからば具体的にどういふ辞令を受け取るかという点につきましては、まあ現在任命上の行為は人事院の所管にあるわけでございますが、この任命上のルールが変更がない限り、やはり従前通り依頼免職という形にならうかと思うのでございませう。ただし、これはこういふた職員が後日再び復帰いたしますれば、この特例措置の対象となるわけでございますので、その間には各任命権者のもとで十分記録をとめていただくというようによい処置をいたしたいと思っております。

○村山道雄君 次にお尋ねしたいと思っておりますのは、国家公務員が地方公務員になりました場合に、現行法によりますと、当該地方団体の退職手当に關する規定により、国家公務員等の期間が当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に算入されることに定められておるときには通算されるのであります。ところが、この規定のない地方公共団体には適用がないことになるわけでありませう。そこで、一体この規定のない地方団体が、どういふ規定のない地方公共団体に適用がなされるのか、もしそれがあれば、今回の改正法案とのバランスがとれないことにならないのであります。その点どういふふうになっておりますかお伺いしたいのであります。

○政府委員(船後正道君) この退職手当の適用上、国家公務員と地方公務員との人事交流措置が行なわれた場合の取り扱ひ方の問題でございますが、現行法では、御指摘の通り、国家公務員が地方公務員となりましてした場合に、その相手方の地方公共団体におきまして、その職員の国家公務員としての期間を通算するといふような条例が設けられております場合にのみまあ通算するということになっております。この点は、国家公務員と地方公務員の給与の立て方が現在違つておりまして、国家公務員はすべて法律で規定する、地方公務員は地方公務員法等に基準的な規定はございませう、具体的にはそれぞれの条例でもって規定するということになっております。従いまして、国の立場から申しますれば、やはりそれぞれの地方公共団体の方で受け入れをする態勢が整わなければ何ともいたし方がないというふうな事情にあるわけでございます。で、現在このように地方の方で受け入れ態勢が整つておりました、それから来た職員につきましても通算するという措置をいたしておりました。都道府県はもうほとんど全部と考へております。ただし市町村につきましては、整つておるといふわけには参つておらないのでございませう。この点は、まあこの退職手当法を所管いたしましたところ、また大蔵省といたしましては、問題が地方のことでございませうので、特にこれをどう指導するといふわけには参らないという点があることを御了承願いたいと思つてございませう。

○村山道雄君 事実はお話のようであると思つてございませう。都道府県に

おいては大體この通算規定が出ておりますが、市の中には相当大きな市でもまだ出ておらないのがあつたのでございませう。従いまして、これらの点について、きょうは自治庁の方に来ていただかなかつたのであります。が、今回の通算規定の改正によりまして、公団等との連絡が法規上とれるようになったのでございませうから、特に技術職員等で大きな市の土木部長等になる人も多いのでございませう。これらの点については不権衡のないように、十分の御連絡をいたしたい。政府にお願ひ申し上げたいと思つてございませう。

さらに進んでお伺いしたいのであります。が、失業者の退職手当につきましては、今までは公共職業安定所において支給をいたして来たのであります。が、今回の改正法案におきまして、十條の一項の改正で、「政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所」において支給をするということになつたのであります。が、この政令で定める職員とは、現在どういふ職種を予想しておられますか。その点お伺いしたいと思つてございませう。

○政府委員(船後正道君) 今回失業者の退職手当の支給につきましては特例を設けました趣旨は、官署によりましては、この失業者の退職手当の支給条件に該当する者が季節的、あるいは地域的に極端に集中して発生する例がございませう。たとえば普林官署でございませうが、ここでは多数の季節労働者がかかえておりました。従いまして、冬季には一時的にかつ多量に同一地域で

こういふ受給資格者が発生するわけでございます。このような場合には、公共職業安定所で失業者に対する退職手当の支給事務をやっております。平常業務の遂行に支障を来たすのみでなく、また、この退職手当の支給そのものも円滑を欠く恐れがあるといふことにならうわけでありませう。従いまして、このような特殊事情のある職員で、特殊事情のある官署に限りまして政令でもって特例を定めたいと思つておる次第でございませう。現在のところは、先ほど申しました国有林野事業に所属する職員を規定したいと思つておりました。

○村山道雄君 今回のこの改正措置は、任命権者によって異動したものに對して特に優遇する措置を講ぜられたのであります。が、戦前と同じような任命権者または國の要請に基づいて外地に在任をしておりました者に対しては、今回の改正と同様の措置を行なうといふような意味合いにおいて、外地に在任期間の通算条件の改善を行なう必要があると考へるのであります。が、この点につきましても、この法案が衆議院を通過いたします際に、自民、社会、民社、三党の共同提案をもちまして、大蔵委員会で附帯決議があつたやうな次第でございませう。現在国家公務員退職手当法の施行令におきましては、大蔵大臣が特例を設けまして、十年から十五年未満勤務の場合には九十日を三百三十日、十五年以上勤務の場合には三百三十日といふやうな特例が認められております。が、衆議院の大蔵委員会の附帯決議の次第もありませうので、この期間について、さらに検討をして延長をされるお考えがあるかどうか、

政務次官の御回答をお願いいたします。

○政府委員(前田佳都男君) ただいま村山委員のお尋ねの点でございませうが、この点につきましては、御指摘の通り、その点の事情があるようではございませう。通算等につきましては、できる限り御質問の御趣旨に沿つておるべく、今後十分検討いたしたいと思つております。その点につきましても、詳細なことは給与課長からさらに御答弁をいたさせませう。

○政府委員(船後正道君) お尋ねは終戦によりまして引き揚げあるいは追放が解除になつたといふたような職員の退職手当法上の通算問題でございませう。これは現在退職手当法の施行令をもちまして、このやうな引き揚げた者、あるいは追放解除者等が再び公務につく間の、原則といたしまして百二十日以内の期間に再就職すればよろしい、また先ほど村山先生御指摘のやうに、大蔵大臣が特例といたしまして、過去の勤続期間の長い者につきましては百二十日をさらに広げるといふやうな措置を講じて参りました。これによりまして相当多数の該当職員が特例の適用を受けておる次第でございませう。この点はさきの第二十八回会におきましても附帯決議がございませう。さらに先般衆議院におきましても同様附帯決議がついた次第でございませう。引き揚げないしは追放といふ問題は、終戦に伴うやむを得ない問題でございませう。かつ個別的に非常に入込みつた事情も存しております。なかなか一般的にこれをいかに規定するかといふことは困難でございませう。どこまでも一般論をいたしましては、百二十日とか

みますと、補装具については三十八件ないし五十九件、外科後処置につきまはしては十四件ないし十六件、休業等につきまはしては二件、旅行費等につきまはしては六件ないし七件、以上のような状況で、福祉施設関係についての実施が行なわれておる状況でございます。

○村山道雄君 その点につきまはしては、なおさらに予算の裏づけ等によりまして設備を完備されるように希望をいたす次第でございます。

最後に伺いたいと思ひます。この災害補償法の改正によりまして予算的にどういふ措置をされたか、この点お伺ひいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまのお尋ねに対してお答えいたしますが、今回の国家公務員災害補償法の改正によりまして予算の措置でございますが、このたびの改正の第一点の災害補償の年金化に伴います予算は、年金額が一時金の六分の一でございますので、当初六年間はむしろ現行法よりも減少する状態でございます。打ち切り補償の廃止に伴います予算の増も、従来打ち切り補償を行なつておるのが非常に少ないので、実質的に予算に影響するほどの額ではないと思ひます。従つて今回の改正に伴ひまして新たに予算措置を講ずる必要は、本年度におきまはしてはないと思ひます。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

【速記中止】

他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論は三案を一括して行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別にお意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を問題に供しま

す。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後二時二十八分散会